

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【宿泊事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

- 市内において、旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所営業を営む方です。
ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）は対象外となります。
また、農家民宿や葬祭場など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合も、対象外となります。

問2 添付書類を教えてください。

- 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。
- ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
 - ・申請日時点の客室数の分かる書類等の写し
- 例) 営業許可を受ける際に添付した資料、保健所等へ報告している資料、ホームページ等で部屋数を公開している場合はそのページを印刷したものなど、様式は問いません。

問3 ホテル経営を委託されています。対象となりますか。

- 旅館業法に基づく営業許可を受けている場合は対象となります。